

## 千代田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成 30 年 8 月 31 日 30 千保障福発第 292 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、千代田区（以下「区」という。）が行う指導及び監査に関して基本的事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第 2 条 指導及び監査は、法及び東京都の条例で定める障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の人員、設備及び運営に係る最低基準並びに指定基準等（以下これらを「基準等」という。）に照らし、その適合状況等について個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、もって区における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第 3 条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容、自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第 4 条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習を行う等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、当該障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

(指導対象の選定基準)

第 5 条 千代田区長（以下「区長」という。）は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、その指導形態に応じて、別表に掲げる選定基準に基づいて指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の選定を行うものとする。

(指導の実施方針等)

第6条 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項等を掲げた障害福祉サービス事業者等指導実施方針、実地指導に係る基準（以下「指導基準」という。）及び当該年度の指導の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に定めるものとする。

（指導の実施方法等）

第7条 指導の実施方法等は、次のとおりとする。

（1） 集団指導

ア 指導通知

区長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、実施場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、自立支援給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

（2） 実地指導

ア 指導通知

区長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日、実施場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、実地指導の開始時に文書により通知することができる。

イ 必要書類等の提出

区長は、実地指導の実施に当たっては、あらかじめ障害福祉サービス事業者等から実地指導に必要となる書類、調査書等の提出を求めることができる。

ウ 指導方法

実地指導は、指導基準に基づき関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

エ 指導結果の通知

区長は、実地指導を行った結果を当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

オ 改善報告書の提出

区長は、上記エに基づき改善を要すると認められた事項（以下「改善事項」という。）を通知したときは、当該通知の発送をした日から30日以内に、当該障害福祉サービス事業者等に対して改善報告書の提出を求めるものとする。

カ 指導体制

実地指導は、2名以上の区職員により指導班を編成し、実施する。

(実地指導後の措置等)

第8条 区長は、前条第2号の規定による実地指導を行い、同号オの改善報告書の提出を求めたときにおいて、当該改善報告書を確認した結果、改善事項についてその改善が不十分と認められる障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導を行うものとする。

2 前項の規定により再度の実地指導を行う場合におけるその実施方法等については、前条第2号の規定を準用する。

3 区長は、実地指導を行った結果、障害福祉サービス事業者等のサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導するものとする。

4 区長は、実地指導を行った結果のうち改善事項及びその改善状況については、情報の公開に努めるものとする。

(指導等の委託)

第9条 区は、必要があると認めるときは、法第11条の2第1項に規定する事務の一部を同項の規定に基づき東京都知事が指定するものに委託することができる。

2 区は、前項の規定に基づき事務の委託をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(東京都との連携等)

第10条 区長は、指導の実施に際しては、東京都と連携を図るとともに情報提供に努めるものとする。

(監査方針)

第11条 監査は、障害福祉サービス事業者等が次条に規定する監査の選定基準のいずれかに該当するときに、その事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることを主眼として実施する。

(監査の選定基準)

第12条 監査の選定基準は、次のとおりとする。

(1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 自立支援給付に係る費用等の請求等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(3) 基準等に照らし、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。

(5) 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第13条 監査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

区長は、原則として、監査を実施する前に当該監査を実施するに至った事由について書面で調査を行うとともに、必要と認めるときには、当該障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者又は障害児若しくはその保護者等に対する聞き取り調査を行うものとする。

(2) 監査通知

区長は、前条各号に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、実施場所、準備すべき書類等を文書により東京都及び当該障害福祉サービス事業者等に通知し、監査を実施するものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、監査の開始時に文書により通知することができる。

(3) 報告徴収及び立入検査

区長は、前号の規定により通知した障害福祉サービス事業者等に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業者等の事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(4) 監査調書の作成

区長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

(5) 監査体制

監査は、原則として、実地指導の指導班を中心に職員2名以上の監査班を編成し、実施する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、副参事の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成し、実施することができる。

(監査後の措置)

第14条 区長は、前条の規定による監査を行った結果（以下「監査の結果」という。）、障害福祉サービス事業者等が法第49条第6項、第50条第2項若しくは第3項、第51条の28第6項又は第51条の29第3項に該当するときは、その旨を東京都及び当該障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

2 区長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者が法第51条の28第2項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、文書により同項各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者が当該勧告に従わなかったときは、区長は、その旨を公表することができる。

3 区長は、指定特定相談支援事業者が正当な理由がなく前項に規定する措置をとらなかったときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、区長は、その旨を公示しなければならない。

- 4 区長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者が法第 51 条の 29 第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 5 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等についてサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じたときは、法第 8 条第 2 項の規定に基づき不正利得の徴収を行うことができる。
- 6 区長は、前項の規定により不正利得の徴収を行うときは、同項の返還金に加え、法第 8 条第 2 項の規定により、前項の返還金の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

#### 別表（第 5 条関係）

##### 指導対象の選定基準（指導形態別）

指導形態	選 定 基 準
集団指導	集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等
実地指導	(1) 通報、苦情の申立て、自立支援給付の請求等の状況などにより、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 (2) 過去の実地指導において指摘された事項の改善の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 (3) 事業開始後実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等 (4) 最後に実地指導をした日から起算して概ね 3 年以上経過した障害福祉サービス事業者等 (5) その他実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等